

[参考書式]

一戸建て等(一般用・機構承認住宅(設計登録タイプ)用共通)

各工法共通

記入日: 令和 年 月 日

工事監理・施工状況報告書

検査機関名: 御中

申請者	氏名	
	住所	電話 ()
工事監理者	事務所名	級建築士事務所() 登録第 号
	資格・氏名	級建築士(大臣・知事)第 号
	所在地	電話 ()

(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名してください。)
(申請者が工事監理者と同じの場合は工事監理者欄の記名は不要です。)

私は、フラット35の竣工済特例を申請するに当たり、次の施工内容が設計図書等のとおりであることを報告します。

建物の名称			
建築場所			
確認済年月日・番号		(元号) 年 月 日	・(番号)
検査済年月日・番号		(元号) 年 月 日	・(番号)
工事概要	床面積	m ²	敷地面積 m ²
	構造	☐ 木造 ☐ 準耐火 ☐ 耐火	階数 地上 階 地下 階
	戸建型式	☐ 一戸建て ☐ 連続建て ☐ 重ね建て	工法 ☐ 在来木造 ☐ 枠組壁工法 ☐ その他
	フラット35Sの希望	☐ 有 有の場合は、フラット35S用の「工事監理・施工状況報告書」を添付すること。ただし、省エネルギー性(※1)、耐久性・可変性(金利Aプラン)及びバリアフリー性の場合は不要です。	☐ 無

項目		施工内容	写真の有無	適合証明検査機関確認欄
共通	断熱工事	屋根・天井(種類 厚さ mm) 壁(種類 厚さ mm) 床(種類 厚さ mm) 防湿層()	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適
	土台(木造の場合)	樹種又は薬剤処理()	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適
木造(耐久性)	床下防湿	☐ 厚さ()cmのコンクリート ☐ 厚さ()mmの防湿フィルム	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適
	木部の防腐・防蟻措置	外壁の軸組(下地材を含む)のうち、地面から1m以内の部分 ☐ 耐久性の高い樹種() ☐ 薬剤処理 () ☐ 外壁通気層構造 ☐ その他()	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適
	基礎内周部の地盤の防蟻措置	☐ 防蟻措置が不要な地域(※2) ☐ 鉄筋コンクリート造のべた基礎 ☐ コンクリートが基礎内周部等に打設 ☐ 土壌処理	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適
	浴室等の防水措置	(浴室) ☐ 浴室ユニット ☐ その他() (脱衣室) ☐ 防水上有効な仕上げ ☐ その他()	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適
準耐火構造・耐火構造(※3)	屋根の裏側・屋根直下の天井	(防火被覆材の種類 厚さ mm)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適
	天井	(防火被覆材の種類 厚さ mm)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適
	梁	(防火被覆材の種類 厚さ mm)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適
	外壁	(室内側 防火被覆材の種類 厚さ mm)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適
		(屋外側 防火被覆材の種類 厚さ mm)		
	軒裏	(防火被覆材の種類 厚さ mm)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適
	内壁	(防火被覆材の種類 厚さ mm)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適
	柱	(防火被覆材の種類 厚さ mm)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適
	床	(防火被覆材の種類 厚さ mm)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適
	階段	(仕様 厚さ mm)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適
その他		☐ 有	☐ 適 ☐ 不適	
その他			☐ 有	☐ 適 ☐ 不適

注) 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところをチェック又は記入してください。
※1 「認定低炭素住宅であることを証する書類」、「性能向上計画認定住宅であることを証する書類」、「基準適合住宅(建築物省エネ法)であることを証する書類」、「札幌版次世代住宅であることを証する書類」、「住宅事業建築主基準に係る適合証」、「グリーン住宅ポイント対象住宅証明書」、「こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書」又は「次世代住宅ポイント対象住宅証明書」を提出する場合に限ります。
※2 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県
※3 準耐火構造・耐火構造の場合は対象事項に限り記入してください。

工事監理・施工状況報告書(耐久性・可変性)
[第一面]

私は、フラット35の竣工済特例を申請するにあたり、以下の施工内容が設計図書等のとおりであることを報告します。

基準の概要	該当工法					項目			施工内容	写真の有無	適合証明検査 機関確認欄	
	在来木造	2×4	S造	RC造	丸太組							
評価方法基準の第5の3―1に定める劣化対策等級の等級3に適合していること	○	○	－	－	○	外壁の軸組・枠組等（※1）	通気構造等の状態	☐ 外壁仕上げと軸組等との間に有効な通気層が設置されていること ☐ 真壁構造で、軒の出が90cm以上であること （軒の出の長さ： cm）	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適		
							防腐・防蟻処理範囲	☐ 防腐・防蟻処理範囲が地盤面から1m以上であること （地盤面からの防腐・防蟻処理範囲： m）	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適		
							部材の種類、小径	☐ 軸組等に、防腐・防蟻に有効な薬剤、接着剤が使用されていること （薬剤処理の方法： ） ☐ 柱の小径が13.5cm以上あること （柱の小径： cm） ☐ 柱の小径が12cm以上かつ心材の耐久性区分D1の樹種に区分される製材等であること （柱の小径： cm、樹種： ） ☐ ひのき等 ^{（※2）} に区分される樹種を使用されていること （樹種： ）	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適		
								通気構造等以外の場合			☐ K3相当以上の防腐・防蟻処理がされていること （薬剤処理の方法： ）	☐ 有
	土台の防腐・防蟻	☐ ひのき等 ^{（※2）} に区分される樹種を使用されていること （樹種： ） ☐ K3相当以上の防腐・防蟻処理されていること（北海道・青森県はK2相当以上） （薬剤処理の方法： ）	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適								
		土台と外壁の取合部の水切り			☐ 外壁の下端に水切りが設置されていること	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適					
	○	○	－	－	○	地盤の防蟻 （一部の地域 ^{（※3）} を除く）	☐ 鉄筋コンクリート造のべた基礎であること ☐ コンクリートが基礎内周部に打設されていること ☐ 有効な土壌処理がされていること（所定の基礎断熱工法の場合を除く） （方法： ）	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適			
	○	○	－	－	○		浴室・脱衣の水防	浴室	☐ 浴室ユニットであること ☐ 外壁の軸組等と同様の措置がされていること（方法： ） ☐ 防水上有効な仕上げがされていること（種類： ） ☐ その他の防水措置（方法： ）	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適	
						脱衣室		☐ 外壁の軸組等と同様の措置がされていること（方法： ） ☐ 防水上有効な仕上げ（仕上げ材の種類： ） ☐ その他の防水措置（方法： ）	☐ 有			☐ 適 ☐ 不適
	○	○	－	－	○	基礎高さ	☐ 地面から基礎上端まで又は地面から土台下端までの高さは40cm以上あること （基礎の高さ： cm）	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適			
	○	○	○	－	○	床下換気	☐ 4m以内毎に有効面積300cm ² 以上の換気口が確保されていること 換気口（設置間隔： m、面積 cm ² （高さ mm、幅 mm）） ☐ 1m毎に有効面積75cm ² 以上の換気口が確保されていること ねこ土台（有効面積： cm ² /m、高さ： mm） ☐ 所定の基礎断熱工法であること （断熱材の種類： 厚さ： mm）	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適			
	○	○	○	－	○	防湿措置	☐ 厚さ60mm以上のコンクリートが打設されていること （コンクリートの厚さ： mm） ☐ 厚さ0.1mm以上の防湿フィルムが覆われていること （防湿フィルムの厚さ： mm、材料： ）	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適			
	○	○	○	－	○	小屋裏換気場	☐ 独立した小屋裏ごとに2カ所以上の換気口が設置されていること （給気口の位置： 排気口の位置： ） ☐ 換気口の有効面積の天井面積に対する割合は所定の割合以上であること （給気口の天井面積に対する割合： / ） （排気口の天井面積に対する割合： / ）	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適			
							☐ 換気口の有効面積の天井面積に対する割合は所定の割合以上であること （給気口の天井面積に対する割合： / ） （排気口の天井面積に対する割合： / ）	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適			
							屋根断熱	☐ 屋根断熱等により小屋裏が室内と同等の温熱環境であること	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適		

工事監理・施工状況報告書(耐久性・可変性)

[第二面]

基準の概要	該当工法					確認項目	確認内容	写真の有無	適合証明検査 機関確認欄																		
	在来木造	2×4	S造	RC造	丸太組																						
劣評価方法等級基準の第3.5に適合していること	-	-	○	-	-	構造躯体 (最下階の柱脚部)	☐ 鋼材の厚さにより所定の防錆措置がされていること (鋼材の厚さ: mm) (防錆措置の種類:)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適																		
						防錆措置 構造躯体 (一般部)	☐ 鋼材の厚さにより所定の防錆措置がされていること (鋼材の厚さ: mm) (防錆措置の種類:)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適																		
						構造躯体 (その他の構造躯体)	☐ 鋼材の厚さにより所定の防錆措置がされていること (鋼材の厚さ: mm) (防錆措置の種類:)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適																		
	-	-	-	○	-	セメントの種類(※4)	☐ 使用するセメントは、基準に適合する品質等であること セメントの種類: ☐ パルトランドセメント ☐ フライアッシュセメント ☐ 高炉セメント	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適																		
						コンクリートの 水セメント比・かぶり 厚さ(※4)	☐ 鉄筋のかぶり厚さは、水セメント比ごとに定められた所定寸法以上であること (コンクリートの種類: ☐ 普通コンクリート ☐ 軽量コンクリート) (水セメント比: %) <table><tr><th colspan="3">部位</th><th>かぶり厚さ</th></tr><tr><td rowspan="4">直接土に接しない部分</td><td rowspan="2">耐力壁以外の壁又は床</td><td>屋内</td><td>cm</td></tr><tr><td>屋外</td><td>cm</td></tr><tr><td rowspan="2">耐力壁、柱、はり又は壁ばり</td><td>屋内</td><td>cm</td></tr><tr><td>屋外</td><td>cm</td></tr><tr><td rowspan="6">直接土に接する部分</td><td colspan="2">壁、柱、床、はり、基礎ばり又は基礎の立ち上がり部分</td><td>cm</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="5">基礎(立ち上がり部分、捨てコンクリート部分を除く。)</td><td>cm</td></tr></table>	部位			かぶり厚さ	直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁又は床	屋内	cm	屋外	cm	耐力壁、柱、はり又は壁ばり	屋内	cm	屋外	cm	直接土に接する部分	壁、柱、床、はり、基礎ばり又は基礎の立ち上がり部分		cm	基礎(立ち上がり部分、捨てコンクリート部分を除く。)
部位			かぶり厚さ																								
直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁又は床	屋内	cm																								
		屋外	cm																								
	耐力壁、柱、はり又は壁ばり	屋内	cm																								
		屋外	cm																								
直接土に接する部分	壁、柱、床、はり、基礎ばり又は基礎の立ち上がり部分		cm																								
	基礎(立ち上がり部分、捨てコンクリート部分を除く。)		cm																								
			コンクリートの品質(※4)	☐ コンクリート強度ごとに定められた所定のスランブ値以下であること (コンクリート強度: N/mm ²) (スランブ: cm)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適																					
				☐ 185kg/m ³ 以下であること (単位水量: kg/m ³)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適																					
				☐ 指定地域(※5)以外の地域にあっては、コンクリート中の空気量が4%～6%であること (空気量: %)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適																					
			施工計画(※4)	☐ [①密実に充填するための打ち込み及び締め固めの方法、②打継部の処理方法、③養生方法]が指定されていること	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適																					
注1	○	○	○	○	○	コンクリート内埋込み配管	☐ 排水管の埋込み配管がないこと ☐ 給水管の埋込み配管がないこと ☐ 給湯管の埋込み配管がないこと ☐ ガス管の埋込み配管がないこと	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適																		
						地中埋設管	☐ 排水管上に構造コンクリートの打設がないこと ☐ 給水管上に構造コンクリートの打設がないこと ☐ 給湯管上に構造コンクリートの打設がないこと ☐ ガス管上に構造コンクリートの打設がないこと ☐ 埋設地域(※6)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適																		
						専用排水管の性状等・清掃措置	☐ 排水管の内面が平滑であること (仕様:) ☐ たわみ抜け等が生じないように設置されていること (措置:)	☐ 有	☐ 適 ☐ 不適																		

注1) 評価方法基準の第5の4-1に定める維持管理対策等級(専用配管)の等級2又は3に適合していること

注2) 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところをチェック又は記入してください。

※1) 北海道・青森県は防腐のみ

※2) ひのき、ひば、べいひ、べいすぎ、けやき、くり、べいひば、台湾ひのき、ウェスタンレッドシーダー、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや、インセンスシーダー、センパルセコイヤ

※3) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の地域

※4) 平成12年建設省告示第1347号第1第2項第3号ロの規定に適合する高強度プレストレストコンクリートぐいの部分及び同号ハの規定に適合する遠心力鉄筋コンクリートぐいの部分については、劣化対策等級における基準に適合させる必要はありません。

※5) 沖縄県その他日最低気温の平滑平年値の年間極値が0℃を下回らない地域

※6) 条例等の規定により、凍結防止のため配管埋設が定められている地域